

●前回承認事項の確認

計画の策定目的（決定）

「公共交通に対する環境や交通需要が変化しているなか、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加など、公共交通を取り巻く現状や課題を把握し、課題の解決及び将来的に持続可能な地域公共交通の形成を目指し、本市にふさわしい新たな公共交通のあり方をまとめ『地域交通に関するマスタープラン』としての役割を担う計画を策定する。」

基本理念・基本方針（決定）

～中央市地域公共交通計画の基本理念：目指すべき将来像と公共交通が果たすべき役割～

『誰もが利用しやすく移動しやすい仕組みづくり』の実現

- ・目指すべき公共交通の将来像は、10年先を見据えて中長期的に目指す将来像としています。将来的には、若年層から高齢者層まで、通勤・通学・買物・通院などの外出において、移動しやすい仕組みづくりを構築することを目指します。
- ・この将来像の考え方にに基づき、優先して取り組むべき地域公共交通の方針として、以下の4つを位置づけます。

＜地域公共交通の基本方針＞

基本方針①：「交通弱者」の救済

基本方針②：「交通空白地域」の解消

基本方針③：「実現可能」で「持続可能」な公共交通

基本方針④：「広域的な視点」「地域間の視点」「地域内の視点」によるネットワーク構築

- ・交通弱者の移動確保の観点から、現在の公共交通の運行状況、市民ニーズ、交通事業者の声などを考慮して、既存の公共交通の見直しを検討します。
- ・公共交通の見直しにおいては、現在の交通空白地域を解消しつつ、現実的に実現可能な公共交通を構築することを目指します。
- ・将来に渡って持続的に公共交通サービスを提供するために、人手不足を踏まえた交通サービスの提供を行い、市が負担し続けられる適正な財政負担となることを目指します。
- ・交通弱者に対して、市を跨ぐ移動を支える広域、市内の各地域をつなぐ地域間、地域内の移動を支える地域内の階層化ネットワークを構築することを目指します。

※中央市地域公共交通計画（5ヵ年計画）において、市が目指す将来像及び、その実現に向けて短期的に取り組む具体的内容や目標を設定します。

基本方針①「交通弱者」の救済について（補足事項）

「交通弱者」とは

「高齢者・障がい者・通院及び買い物が困難な方・通学者」

「救済」とは

「福祉輸送サービスと連携しながら、交通弱者が困難なく日常生活を送ることができることを目指し、本計画内に位置付ける施策及び事業の検討を行う」

参考：本市における福祉輸送サービスの提供状況

表 輸送サービスの一覧

サービス名称	対象者	サービス内容
重度心身障害者（児）タクシー助成券（福祉課）	○身体障害者手帳の上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がいの1・2級、視覚障がいの1・2級、聴覚障がいの2級の方 ○じん臓機能障がい1級のうち通院で人工透析をおこなっている方 ○療育手帳の程度区分「A」を所持している方 ○要介護老人(非課税世帯で介護慰労金の支給を受けている者に介護されている者) ○精神障害者保健福祉手帳の1級2級を所持されている方	タクシー助成券(1枚710円)を月3枚、年36枚を上限に交付
ボランティア移動・お出かけサービス（長寿推進課）	①概ね65歳以上の方 ②自立で乗降できる、もしくは介護者と同伴で乗降できる方 ③外出支援チェックシートに該当（項目）外出手段がない 定期的に人と接することが少ない 毎日の生活に充実感がない	運行範囲：中央市内 利用回数：月3回まで 利用料金：無料 但し、ガソリン代等実費負担（300円）有り 駐車場代等、別途利用者負担
障害者移動支援（福祉有償運送事業者）	①視覚障害又は肢体不自由の身体障害者手帳をお持ちの方 ②療育手帳をお持ちの方 ③精神障害者手帳をお持ちの方 ④児童相談所又は医師により発達の障がいがある判定又は診断をされた方 ⑤難病患者等（政令に定める疾病に限る）	ヘルパーを派遣し必要な移動の介助及び外出に必要となる介護や送迎を提供。 ・ヘルパー支援型（ガイドヘルプサービス） ・車両利用型（移動サービス）

※福祉交通（福祉輸送サービス）とは、障害等により所定の場所（乗降場所）までの移動が困難、もしくは乗降に介助が必要な特定の方を対象に輸送と介助が一体となった交通手段